

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書



令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国 税 庁 長 官

届出者 氏

住所又は所在地 _____

フリガナ

氏名又は名称 _____

生年月日 (明・大・昭・平・令 年 月 日)

代表者氏名 _____

職 業 _____

電話番号 _____ - _____ - _____

(1) 租税特別措置法第 40 条第 3 項に規定する財産等が使用開始されていない場合

〔第 3 表の「使用開始 (予定) 年月日」欄に (予定) と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合〕

(令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日現在)

① 財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入 札 年 月 日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額 千円
有 ・ 無	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
建築請負業者に関する事項	所 在 地				
	名 称	(電話番号 — —)			
建築資金の調達方法等	調達 (予定) 年月日	調達 (予定) 方法	金額 (予定) 千円	調 達 (予 定) 先 (調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
(注) 請負金額の全額に係る建築資金の調達方法等を記載してください。					

② ①以外の場合

[使用開始されていない理由を具体的に記入します。]

(2) 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から 2 年以内に使用開始できない場合又は租税特別措置法第 40 条第 5 項第 1 号及び同条第 6 項から第 10 項までの規定により取得する財産等が譲渡等の日から 1 年以内に使用開始できない場合

(令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日現在)

[寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附があった日から 2 年以内又は譲渡等の日から 1 年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。]

使用開始予定年月日

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

* 税務署整理欄 (この欄の項目は記載する必要がありません。)									
整理簿		通信日付印	確認者	税務署名		送付区分	自局	自局	不明

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、次の場合に使用します。

- 1 租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定による申請をした寄附財産について、その申請後に、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じた場合（寄附をした者が提出します。）
- 2 措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第10項までに規定する特例の適用を受けようとする場合において、各届出書を提出した後に、これらの規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じたとき（寄附を受けた法人等が提出します。）

《記載要領》

この届出書は、提出する日の直前の状況により記載してください。

《提出部数及び添付書類》

この届出書は、次に掲げる書類を添付して、それぞれ3部提出してください。

- 1 財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定であるとき
 - (1) 建築請負契約書の写し
 - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）
 - (3) 建築工事のスケジュール表
 - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図
 - (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会の議事録の写しや入札結果が分かる書類など）
 - (6) 建築した建物の登記事項証明書、建築した建物の写真（建築完了後に提出してください。）
- 2 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合又は譲渡等の日の翌日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等